

受益者の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」
国別の基本比率の変更および信託報酬の引き下げ等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり国別の基本比率の変更ならびに信託報酬引き下げ等の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

変更の詳細につきましては、下記をご参照のほどお願い申し上げます。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更はございません。また、本お知らせに関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要となります。

引き続き当ファンドへのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更適用日

2024年3月19日

2. 国別の基本比率の変更

当ファンドは、主として、日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

この度、アジア各国・地域の経済状況等に鑑み、アジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれるインド、インドネシア、フィリピン、ベトナムの4か国を主要投資対象国とし、中国、マレーシア、タイを除外します。それに伴い、国別の基本比率を変更します。

■国別の基本比率

<現在>		<変更後>	
投資対象国	基本比率	投資対象国	基本比率
中国	20%	インド	35%
インド	20%	インドネシア	35%
マレーシア	10%	フィリピン	15%
タイ	10%	ベトナム	15%
インドネシア	15%		
フィリピン	15%		
ベトナム	10%		

(注1) 実際の投資割合は、市場動向等を勘案し、基本比率の上下一定の範囲内で決定されます。

(注2) 変更後も2024年4月末までを目途に、タイに投資する投資信託証券を継続保有する場合があります。

なお、2021年の米国大統領令により、「Non-SDN 中国軍産複合体企業リスト (NS-CMIC List)」に掲載された中国企業の有価証券について「米国人」による取引が禁止されたことを受け、交付目論見書の「お申込メモ」欄の「その他注意事項」（及び請求目論見書における該当箇所）に「当ファンドは、1940年の米国投資会社法に基づいて登録されていないこと。また、1933年米国証券法（改正済み）に基づいて登録されておらず、米国、米国の海外領土において、もしくは「米国

人」に対して当ファンドを販売勧誘（募集）または販売されることはない」旨を記載しておりましたが、中国が投資対象国から除外されることに伴い、当該事項を削除します。

3. 信託報酬の引き下げ

当ファンドの信託報酬を年率1.463%（税抜1.33%）から年率1.298%（税抜1.18%）に引き下げます。また、国別の基本比率が変更されることから、変更後の運用管理費用（信託報酬等）は以下の通りとなります。

	<現在>			<変更後>	
当ファンド①	年率 1.463%（税抜 1.33%） <当ファンド①の配分>			年率 1.298%（税抜 1.18%） <当ファンド①の配分>	
		各販売会社の取扱い純資産残高のうち			
		100 億円以下の部分	100 億円超の部分		
	委託会社	年率 0.660% （税抜 0.60%）	年率 0.605% （税抜 0.55%）	年率 0.495% （税抜 0.45%）	
	販売会社	年率 0.770% （税抜 0.70%）	年率 0.825% （税抜 0.75%）	年率 0.770% （税抜 0.70%）	
受託会社	年率 0.033% （税抜 0.03%）	年率 0.033% （税抜 0.03%）	年率 0.033% （税抜 0.03%）		
投資対象とする投資信託証券②	年率 0.41475%程度			年率 0.39%程度*	
実質的な負担 （①+②）	年率 1.87775%程度（税込）			年率 1.688%程度（税込）*	

* 変更後の国別の基本比率に基づくものであり、組入状況等により変動することがあります。

4. ファンド取引休止日（購入・換金申込受付不可日）の変更

中国が投資対象国から外れ、インドネシアの基本比率が高まるため、ファンド取引休止日の一部が変更されます。

なお、変更後のファンド取引休止日の日数は変更前と概ね同じ日数となります。

<変更後（変更箇所は下線部です）>

- ①シンガポールの金融商品取引所の休場日または銀行休業日
- ②ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日
- ③インドおよびインドネシアの金融商品取引所がともに休場となる日

5. 投資対象とする投資信託証券の変更

投資対象国の変更に伴い、目論見書や信託約款の付表に記載された、投資対象とする投資信託証券を変更します。

また、これまで投資対象国の株式等に投資するETFを投資対象として記載していましたが、ETF以外の投資信託証券の運用の安定性、ETFの運用報酬および管理報酬の高さ等から、ETFを投資対象から除外します。

<変更後の投資対象とする投資信託証券>

ルクセンブルグ籍外国投資法人

- イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラス J
- イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラス J
- イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラス J
- イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラス J
- イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラス J